

## 案

### 那覇市立小中学校不用紙処理業務委託契約書

那覇市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間で、次のとおり契約を締結する。

#### （業務の委託）

第1条 甲は乙に対し、那覇市立小中学校不用紙処理業務を委託し、乙はこれを受託する。

#### （業務の内容）

第2条 乙は、法令規則等の定め、この契約書及び「那覇市立小中学校不用紙処理業務委託仕様書」で定めた内容に従い業務を行うものとする。

#### （契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

#### （結果報告）

第4条 乙は回収した不用紙を計量し、その結果を計量証明書等をもって甲に報告しなければならない。

#### （契約金額等）

第5条 契約金額単価は、回収1回当たり\_\_\_\_\_円（消費税含む）とする。  
2 前項で定める契約金額単価を改定する必要がある場合は、甲乙協議するものとする。

#### （業務委託料の支払い）

第6条 甲は、毎月の履行確認後、その翌月に乙の正当な請求のあった日から起算して30日以内に支払うものとする。

#### （契約の解除）

第7条 甲は必要があるときは乙と協議してこの契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は次の各号の一に該当するとき、この契約を解除することができる。

(1) 乙又は乙との間に本契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

(2) 乙が正当な理由無く、この契約の全部又は一部を履行しないとき。

(3) この契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったと甲が認めたとき。

(4) 乙が本契約を履行することが出来ないと明らかに認められるとき。

(5) 乙から契約解除の申出があったとき。

3 乙は、前項第5号の規定により契約の解除を申し出るときは、当該契約を解除しようとする日の30日前までに書面により甲に通知しなければならない。

#### （権利義務の譲渡禁止）

第8条 乙はその契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

案

(秘密の保持)

第9条 乙は本契約の実施にあたって職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、契約の満了後も同様とする。

(協議)

第10条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し双方記名押印の上、各自1通を保管する。

令和8年 4月 1日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市  
那覇市長 知念 覚

乙